

中部教育事務所だより

発行所 群馬県教育委員会事務局
中部教育事務所
発行人 荒井 学
発行日 令和4年1月25日
〒371-0051 前橋市上細井町2142-1
Tel (027) 232-6511

＜地区別人権教育研究協議会 榛東村立南小学校＞

※本協議会は榛東村人権（同和）教育公開授業研究会と共催しました

1月19日（金）に榛東村立南小学校を会場として、地区別人権教育研究協議会が実施されました。今年度も感染症拡大防止に留意しながら、域内の人権教育担当教員及び榛東村の保育園や幼稚園の教員が参集し、直接的指導に視点を当てた3つの授業を参観しました。南小学校では、人権教育の重点を「自己肯定感を高め、友だちとよりよいかかわりができる児童の育成～自ら考え、思いを伝え合う場面や活動を通して～」と設定し、児童会を中心とした異学年交流等の充実を図っています。さらには、学校全体で常時指導の徹底も推進しており、当日は温かい雰囲気の中での授業公開となりました。以下に南小学校の実践を紹介させていただきます。



実践①：2年道徳（およげないりすさん B-10友情、信頼）一人権教育重要課題(2)子どもたち一

りすさんに悲しい思いをさせた3匹が仲直りをしようと、一緒に島に向かう場面で役割演技を取り入れ、児童一人一人の思いを即興的に表現させていました。役割演技を通して、児童が相手の気持ちを考え、友達と仲よく助け合うことの大切さを感じている様子が発言や表情からも十分に感じられました。

実践②：4年道徳（絵はがきと切手 B-10友情、信頼）一人権教育重要課題(2)子どもたち一

料金不足のことを書き足そうとする主人公の気持ちを考える時間（個⇒グループ⇒全体）を十分に確保していました。そのことで、「友達」とのよりよい関係の在り方について、クラス全体で真剣に考えることができていました。また、前半で母と兄の考えについて様々な捉え方があることを共有できたことも価値理解に迫る上で効果的でした。

実践③：6年社会（町人文化と新しい学問）一人権教育重要課題(5)同和問題一

江戸時代後半の人々の暮らしの様子を学習する中で、身分制度を視点として差別意識の解消を図り、今日の自分たちの生活や社会との関連を考えさせていました。特に、命をかけてまで染一揆の指導者が強訴を行った理由を四コマ漫画の吹き出しに書かせた後、発表・共有させたことで、歴史的事象を通じて、人間の平等の尊厳を守ることの尊さについて振り返っている児童の姿が見られました。

＜教育DX推進コーディネーターの活躍を紹介いたします！＞

○中部教育事務所主催の「初任者のためのタブレット研修」で活躍！

本事務所主催で、教育DX推進コーディネーターを講師とし「初心者のためのタブレット研修」をこれまでに計13回開催、43人の先生方にご参加いただきました。ICT端末の活用が各校において進められる中、研修では「授業でもっとICT端末を活用したい」という先生方から熱心な質問が寄せられ、それに対して教育DX推進コーディネーターが個別に、分かりやすくアドバイスしていました。ベネッセのミライシードやGoogleスプレッドシートを用いた研修に取り組むうちに、「授業の〇〇の場面で使いたい！」と参加された先生方の具体的なアイデアがわいてくる場面もあり、大変有意義な研修となりました。



〈研修の様子〉

○学校訪問を通じての活躍！

ICT活用促進プロジェクト・モデル校の定期訪問や要請訪問等を中心に学校を訪問し、授業を参観した後、児童生徒の思考を深めるためのより有効なICT端末の活用について授業者に助言しました。また、管内の学校の校内研修の講師として、ICT端末による思考ツールの有効な活用について研修を行いました。



〈訪問の様子〉

【生涯学習係】

「中部地区地域学校協働活動推進員等研修会」について

令和3年度、中部管内では「地域と学校の連携・協働」及び「地域学校協働活動」について、多くの関係者に理解していただくことを目的に、標記研修会を3回に分けて開催しました。

第1回は地域関係者を対象とし、支援型連携から協働型連携への移行の重要性をメインテーマに据えて開催しました。事例発表では、伊勢崎市立殖蓮第二小学校学校支援センター「うえにの森」のコーディネーター茂木公子氏に、協働型連携の具体例やコーディネーターとしての役割などについてお話しいただきました。

第2回は学校関係者を対象とし、コミュニティ・スクールと地域との連携による働き方改革をメインテーマとして開催しました。事例発表では元前橋市立細井小学校校長笠原晶子氏に、コミュニティ・スクール（前橋版）を立ち上げるまでの経緯や思いをお話しいただきました。第1回及び第2回については、当初会場に参集する形で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス対策として完全オンライン開催に変更し、参加者同士の感想や意見の交流も行いました。それぞれの関係者に合わせた内容の研修会を行ったことで、参加者からは「地域と学校の連携・協働についてよく分かった。」「地域学校協働活動を進めていきたいと思った。」等の意見が寄せられました。

第3回はオンデマンド配信とし、「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動」、また「地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の役割」について、専門家の知見から学ぶという内容で開催しました。講師の文部科学省CSマイスター新谷さゆり氏から、具体的な事例を交えたお話をいただきました。

昨年度までは、中止や書面開催としていた各種事業ですが、群馬県生涯学習センターとの共催とすることにより、オンライン開催や、参集とオンラインの同時開催等が可能となりました。直接参加者の皆様にお目にかかれたいのは残念ですが、移動時間の削減や、リモートによる講演の実施等、利点もあると感じました。今後も参加者の皆様のニーズに応えられるような企画・運営を心がけていきたいと思います。

【第I部】コミュニティ・スクールと地域学校協働活動(32分) / 【第II部】コーディネーターの役割(18分)

令和3年度 中部地区 地域学校協働活動推進員等研修会Ⅲ

講演「ともにはぐむ」

講師 文部科学省CSマイスター 新谷 さゆり 氏

<講師紹介>
 平成6年～22年 白川村立平瀬小学校 講師として勤務
 平成23年～ 白川村教育委員会事務局 社会教育主事として勤務
 平成25年～現在 白川郡学園コミュニティスクール立ち上げに関わる
 <CS、地域学校協働活動に関して>
 平成25年 文部科学省主催「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」(第1回)において事例発表
 平成26年 文科省主催「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」(第2回)においてパネリストとして参加
 平成27年 文部科学省主催「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」(第3回)においてパネリストとして参加
 平成27年 文部科学省中等教育長コミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)職任
 平成27年一職任 県内外に出向きコミュニティ・スクールの推進に携わっています

【Ⅲ動画配信URLはこちら?】 <https://youtu.be/H70RqWQh8eU>

群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunols」により限定配信
 配信期間 令和4年1月7日(金)～令和4年2月7日(月)

※Ⅰ・Ⅱの研修会については下記QRコード又はURLより視聴サイトにアクセスしてください。

	I 地域関係者編	II 学校関係者編	アンケート
QRコード			
URL	https://youtu.be/ZFHsRduYQs	https://youtu.be/_XN1K6FE6U	https://s.kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6158
説明	「出会いふれあいボランティア」伊勢崎市立殖蓮第二小学校 学校支援センター「うえにの森」コーディネーター 茂木 公子 氏	「地域の良さを生かしたコミュニティ・スクールの設置」元 前橋市立細井小学校 校長 前橋市GIGAスクールサポーター 笠原 晶子 氏	
時間	【説明】(22分)【事例発表】(26分)	【説明】(18分)【事例発表】(27分)	

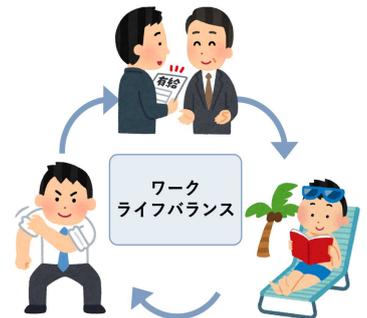
◇視聴後、アンケートに御協力ください。
 視聴サイト(YouTube)にもアンケートリンクがございます。
 ※アンケートは「ぐんま電子申請受付システム」を利用したの回答となりますが、会員登録はせずに回答できます。
 主催：群馬県教育委員会
 お問い合わせ先 群馬県教育委員会事務局 中部教育事務所 生涯学習係
 担当：大井 衛
 TEL：027-232-6512
 E-mail：ohi-m@pref.gunma.lg.jp

<動画配信（限定配信）を紹介するチラシ>

【学校教育係 人事】

あなたはどのように働く？ 働き方改革のチャンスです！

教職員の仕事は、新型コロナウイルス感染症の流行前と後では、かなり変化したのではないのでしょうか。ICT端末の活用を含めた授業スタイル、行事の精選や進め方、保護者との関わり方、部活動の方法等、様々な場面で変化への対応に追われていたのではないかと思います。新型コロナウイルスの変異株が現れて油断できない状況ではありますが、今こそ、「働き方改革のチャンス」なのかもしれません。児童生徒にとって本当に必要なことは何か、今できることは何かを見つめ直すことを通して、「どのように働くのか、どのように働くべきなのか、『メリハリのある働き方』」を考えていくことが大切です。さらに、勤務規律の確保についても、改めて振り返っていただくことで、教職員として、自身の生活を豊かにすること、子供・保護者・地域から信頼される教職員となることにも繋げていただければと思います。



【総務係】 学校教職員の皆さまへ

①各種手当の認定要件等に変更があった場合は、必ず事務職員に申し出てください。
 【例】転居、家賃の変更、扶養親族の増加（父母の収入減、子の出生等による）扶養親族の所得増（108,333円超/月）

②通勤途上や勤務時間中に、医療機関を受診しなければならない怪我をした場合は、直ちに校長、副校長、教頭等に報告してください。「公務災害」の対象となる場合があります。

